

# 兵庫県公報

令和5年1月6日 金曜日 第376号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 令和4年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称 (市町振興課) .....	1
○ 有害興行の指定(男女青少年課) .....	3
○ 国土調査の成果の認証(農地整備課) .....	3
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等(水産漁港課) .....	4
○ 同 上(同) .....	6
○ 同 上(同) .....	7
○ 同 上(同) .....	8
○ 同 上(同) .....	9
○ 同 上(同) .....	9
○ 同 上(同) .....	10
○ 同 上(同) .....	12
○ 同 上(同) .....	12
○ 同 上(同) .....	13
○ 同 上(同) .....	14
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設変更許可申請書の縦覧 (環境整備課) .....	14
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設変更許可申請の概要(環 境整備課) .....	15
○ 道路の位置指定の取消し(中播磨県民センター) .....	16
<b>公 告</b>	
○ 入札公告(管財課) .....	16
○ 林業種苗生産事業者講習会の開催(林務課) .....	19
○ 入札公告(物品管理課) .....	19

## 告 示

### 兵庫県告示第1号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)の規定に基づく令和4年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり告示する。

令和5年1月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 令和4年度第4四半期自衛官候補生試験期日等

区分	試験期日	募集期間	試験場の位置及び名称	合格発表	採用時期
男子 女子	1 筆記試験及び適性検査 (WEB) 令和5年1月16日(月)から同月19日(木) (受験者の希望する1日) 2 口述試験及び身体検査 令和5年1月22日(日)	令和4年12月6日 (火)から令和5年 1月12日(木)まで	1 受験者自宅等 2 陸上自衛隊 千僧駐屯地 (伊丹市広畑 1丁目1)	試験時に 告知	採用予定 通知書に より告知
	1 筆記試験及び適性検査 (WEB) 令和5年2月20日(月) から同月23日(木) (受験者の希望する1日) 2 口述試験及び身体検査 令和5年2月25日(土) 及び同月26日(日) (受付後、いずれか1日を 指定)	令和5年1月30日 (月)から同年2月 16日(木)まで	1 受験者自宅 等 2 陸上自衛隊 千僧駐屯地 (伊丹市広畑 1丁目1)又は 陸上自衛隊 姫路駐屯地 (姫路市峰南 町1-70)各 会場1日を受 付時に指定		
	1 筆記試験及び適性検査 (WEB) 令和5年3月2日(木) 2 口述試験及び身体検査 令和5年3月3日(金)	令和5年2月17日 (金)から同月28 日(火)まで	1 受験者自宅 等 2 陸上自衛隊 千僧駐屯地 (伊丹市広畑 1丁目1)		

新型コロナウイルス感染症の影響により、採用試験を中止する場合があります。

2 問合せ先

名 称	場 所	電話番号
自衛隊兵庫地方協力本部	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 (神戸防災合同庁舎4階)	(078) 261-8600
同 神戸出張所	神戸市中央区北長狭通4丁目7-6 (インペリアル・トラストビル3階)	(078) 327-8026

同 北神戸募集案内所	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27-10 (宮浦ビル1階)	(078) 594-9178
同 西神戸募集案内所	神戸市西区学園西町4丁目1 (神戸留学生会館2階)	(078) 797-8185
同 伊丹分駐所	伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1 (伊丹駐屯地内)	(072) 783-9609
同 伊丹地域事務所	伊丹市中央1丁目2-5 (グランドハイツコーワビル2階)	(072) 770-7800
同 西宮地域事務所	西宮市田代町19-3 (三建第2ビル2階)	(0798) 66-7066
同 加古川地域事務所	加古川市加古川町篠原町300 (リトハ加古川A棟111 (1階))	(079) 426-3290
同 青野原分駐所	小野市桜台1番地 (青野原駐屯地内)	(0794) 66-7959
同 姫路地域事務所	姫路市本町240 (大手前ダイネンBLD1階)	(079) 282-0535
同 相生地域事務所	相生市旭1-3-18 (相生地方合同庁舎2階)	(0791) 23-2750
同 豊岡出張所	豊岡市大手町8-35	(0796) 22-3978
同 柏原地域事務所	丹波市柏原町柏原516-1 (柏原法務総合庁舎2階)	(0795) 72-1949
同 淡路島駐在員事務所	洲本市栄町2丁目2-15 (本岡ビル1階)	(0799) 24-2449



**兵庫県告示第2号**

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和5年1月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種別	名称	制作・配給会社
映画	絶倫探偵DX 愛と淫欲のバイブ	オーピー映画
映画	あっぱれヒーローズ びっくびく除霊棒	オーピー映画
映画	変態ぞうさん 私の桃色指導	オーピー映画
映画	巨乳令嬢 何度もイカされたい	オーピー映画
映画	美乳探訪 不埒な旅路	オーピー映画
映画	欲情セレブ妻 いやらしい匂い	オーピー映画



**兵庫県告示第3号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和5年1月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 調査を行った者の名称  
姫路市
- (2) 調査を行った期間  
平成29年6月から令和3年2月まで
- (3) 成果の名称  
姫路市安富町（皆河の一部（第9・10地区））の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
姫路市安富町皆河の一部
- (5) 認証年月日  
令和4年12月19日



**兵庫県告示第4号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年1月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
洲本 炬口 津名	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の1	周年	別記2	5トン 未満	1隻	定めなし
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	周年				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	同上	周年				
北淡	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の2	周年	同上	同上	1隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	周年				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	別記1の3	3月1日から 7月15日まで				

	別記1の4	2月5日から 7月15日まで 及び11月25日 から12月4日 まで				
手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の5	10月20日から 翌年5月31日 まで				
手繰第3種漁業 まんが漁業	別記1の6	10月20日から 翌年4月30日 まで				

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和5年1月6日から同年2月6日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
洲本炬口、津名	別記3の1から3まで、5から8まで、11から14まで、18、21
北淡	別記3の1、3から10まで、13、15から17まで、19、20

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 洲本市成ヶ島北端から淡路市久留麻までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 淡路市野島江崎から洲本市五色町鳥飼浦までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 明石市古波止から197度の線、淡路市江崎灯台中心点と香川県小豆郡小豆島町大角鼻突端とを結んだ直線、同市江井港西防波堤灯台中心点と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線及びその延長線並びに同市飾磨区から明石市古波止に至る間の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 4 淡路市野島川河口右岸と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線、神戸市横尾山頂上と淡路市江崎灯台中心点とを結んだ直線の延長線、同市尾崎と同市郡家との最大高潮時海岸線における境界点と上島灯台中心点とを結んだ直線及び同市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 5 淡路市野島江崎から洲本市五色町鳥飼浦までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 6 淡路市江井崎から洲本市五色町鳥飼浦までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 条件

- 1 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
- 2 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 3 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 4 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。
- 5 たちうおを目的として操業してはならない。
- 6 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 7 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 8 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 9 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは20メートルを超えてはならない。
- 10 手繰第2種漁業で16メートル以下の張木を使用するときは、漁具を曳網する曳綱は、1本を超えてはならない。
- 11 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 12 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳綱は、1本を超えてはならない。
- 13 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 14 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。
- 15 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、手木と張木が一体をなす構造にあつては、金属製手木を使用してはならない。
- 16 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、たこつぼ漁業及びいかせん漁業との調整に関する協定を遵守しなければならない。
- 17 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、淡路市室津、尾崎界と播磨灘航路第5号灯浮標を結ぶ線以南の淡路西浦地先海面においては、操業してはならない。
- 18 板びき網漁業は、午後3時30分から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 19 手繰第3種漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

- 20 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を超えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。
- 21 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。



兵庫県告示第5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年1月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
西播	いわし・いかなご船びき網漁業	高砂市、姫路市界と上島を結んだ線、上島から播磨灘北航路第9号灯浮標を見通した線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	周年	別記	5トン未満	2隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年1月6日から同年2月6日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。

イ 午後3時から翌日午前4時までは操業してはならない。

ウ 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

別記 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

(注) 「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。



兵庫県告示第6号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年1月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域	漁業時期		推進機 関の馬 力数	総トン 数	隻数	漁業を 営む者 の資格
江井島 二見町 播磨町	たい、はまち 五智網漁業	明石市古波 止から高砂 市東播磨港 伊保灯台ま での海面。 ただし、共 同漁業権の 区域を除 く。(注)	たい	4月1日から 12月31日まで	定めな し	定めな し	26隻	定めな し
			はまち	9月15日から 11月20日まで				

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年2月13日から同年3月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

はまちを目的とする場合は、網目7.2センチメートル未満の漁具を使用してはならない。



兵庫県告示第7号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年1月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区名	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機 関の馬 力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
五色町 B	ひら流網 漁業	別記（注）	12月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年1月6日から同年2月6日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年3月31日までとする。



(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- ア 使用する網の目合いは109ミリメートル以上とする。
- イ 午前0時から午後5時まででは操業してはならない。
- ウ 身網の浮子網は、水面から5メートル以深に設置しなければならない。
- エ 投網、揚網は、1操業日当たり1回を超えてはならない。

別記 操業区域

洲本市五色町海面。ただし、1と2を結んだ線及び2と3を見通した線以東の海面及び共同漁業権の区域を除く。

- 1 姫路市上島
- 2 淡路市明神鼻と1を結んだ線上明神鼻から2,000メートルの点
- 3 南あわじ市雁来埼北端から真北3,200メートルの点



兵庫県告示第8号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年1月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
神戸市	ひき縄漁業	別記（注）	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年1月6日から同年2月6日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第9号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年1月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域	魚種	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
兵庫	あなご・ばい・かにかご漁業	別記 (注)	あなご	6月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	13隻	定めなし
			ばい	4月1日から 11月30日まで				
			かにか	周年				

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年2月13日から同年3月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「かにかを目的とする場合は、網目3.8センチメートル未満の漁具を使用してはならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第10号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年1月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
林崎	いかかご漁業	別記の1	4月15日から7月10日まで	定めなし	定めなし	4隻	操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者
江井島	同上	別記の2	同上	同上	同上	8隻	同上
二見町	同上	別記の3	同上	同上	同上	13隻	同上
		別記の4	5月10日から7月31日まで				
播磨町 東播磨 高砂	同上	別記の5	4月15日から7月10日まで	同上	同上	17隻	同上
伊保	同上	別記の6	同上	同上	同上	15隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和5年2月13日から同年3月16日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

別記 操業区域

- 1 次の線A、B、Cと明石市船上下水処理場排水口中央から谷八木川尻河口に至る最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
  - A 明石市船上下水処理場排水口中央から真方位184度の線
  - B 最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線
  - C 明石市谷八木川尻河口と鹿ノ瀬カンタマ灯浮標を結んだ線
- 2 次の線A、B、Cと明石市谷八木川尻河口から明石市魚住町・二見町東二見界に至る最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
  - A 明石市谷八木川尻河口と鹿ノ瀬カンタマ灯浮標を結んだ線
  - B 最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線
  - C 明石市魚住町・二見町東二見界から真方位196度の線
- 3 明石市二見町から姫路市大塩町までの海面
- 4 共第24号共同漁業権漁場（鹿ノ瀬）の区域
- 5 次の点ウ、エ、オ、カ及びイを順次結んだ線並びにキ及びクを結んだ線と最大高潮時海岸線で囲まれた区域
  - ア 加古川市金沢町地先神戸製鋼所加古川製鉄所埋立地護岸南西角から護岸に沿い東へ500メートルの点
  - イ 高砂市荒井町地先高砂西部埋立地護岸南西角から護岸に沿い東へ305メートルの点
  - ウ 最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町界
  - エ ウから196度4,000メートルの点
  - オ アから204度2,430メートルの点
  - カ イから203度30分880メートルの点
  - キ 高砂市高砂町向島町向島公園東護岸南角の防波堤（導流堤）基部
  - ク キから84度の線と対岸との交点

6 高砂市曾根町地先から同市伊保町地先海面のうち、次の点、A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

A 姫路市大塩町天川川尻右岸導流堤(通称十三段波止)基部

B 高砂市荒井町地先高砂西部埋立地護岸南西角

ア Aから207度2,000メートルの点

イ Bから203度30分1,400メートルの点



**兵庫県告示第11号**

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年1月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
姫路	かさご・めばるかご漁業	別記(注)	周年	定めなし	定めなし	80隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年2月13日から同年3月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア かご網の目合は8節を含みこれより大きくなければならない。

イ かご数は50個以内でなければならない。

別記 操業区域

姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



**兵庫県告示第12号**

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年1月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
姫路	あなごせん漁業	別記(注)	6月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	68隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年2月13日から同年3月16日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

別記 操業区域

姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第13号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年1月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
姫路	うなぎ筒漁業	別記(注)	4月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	12隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年2月13日から同年3月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- ア 筒の数は150本以内でなければならない。
- イ 筒の内径は3センチメートル以上でなければならない。
- ウ もんどり(返し)の構造を持つ筒を用いてはならない。
- エ 下りうなぎ(銀うなぎ)を漁獲した場合は放流しなければならない。
- オ あなごを混獲した場合は放流しなければならない。

別記 操業区域

姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

兵庫県告示第14号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年規則第48号）第4条第1項第19号に掲げる地びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年1月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
岩屋	地びき網漁業	共第113号共同漁業権漁場のうち、距岸200メートルまでの海面（淡路市岩屋地先海面）	4月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	2隻	操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年2月13日から同年3月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる条件を付けることがある。

使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

兵庫県告示第15号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条第2項において準用する法第8条第4項の規定により、一般廃棄物処理施設変更許可申請書及び生活環境影響調査書を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、兵庫県知事に生活環境保全上の見地から意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び当該申請についての意見を記載した文書を赤穂郡上郡町光都2丁目25番西播磨県民局県民交流室環境課に提出すること。

令和4年1月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

東京都港区東新橋一丁目9番2号

住友大阪セメント株式会社

代表取締役 諸 橋 央 典

- (2) 一般廃棄物処理施設の設置場所  
兵庫県赤穂市折方字中水尾1513番地 外34筆
- (3) 一般廃棄物処理施設の種類  
ごみ処理施設（焼却施設（セメント焼成炉））
- (4) 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類  
焼却灰、ばいじん
- (5) 一般廃棄物処理施設の処理能力  
3,654トン/日（24時間稼働）
- (6) 申請年月日  
令和4年11月8日

2 縦覧期間

令和5年1月6日（金）から同年2月6日（月）まで

3 縦覧場所

西播磨県民局県民交流室環境課及び赤穂市市民部環境課



**兵庫県告示第16号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の6第2項において準用する法第15条第4項の規定により、産業廃棄物処理施設変更許可申請書及び生活環境影響調査書を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、兵庫県知事に生活環境保全上の見地からの意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び当該申請についての意見を記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県環境部環境整備課に提出すること。

令和5年1月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
東京都港区東新橋一丁目9番2号  
住友大阪セメント株式会社  
代表取締役 諸 橋 央 典
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置場所  
兵庫県赤穂市折方字中水尾1513番地 外34筆
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第3号 汚泥の焼却施設  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第5号 廃油の焼却施設  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号 廃プラスチック類の焼却施設  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第13号の2 産業廃棄物の焼却施設
- (4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等又は石綿含有産業廃棄物を除く。）、  
廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）、鉋さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）及びばいじん（水銀含有ばいじん等を除く。）  
上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。
- (5) 産業廃棄物処理施設の処理能力  
2,753トン/日（24時間稼働）
- (6) 申請年月日

令和4年11月8日

2 縦覧期間

令和5年1月6日（金）から同年2月6日（月）まで

3 縦覧場所

兵庫県環境部環境整備課及び西播磨県民局県民交流室環境課



**兵庫県告示第17号**

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第1項の規定による道路の位置指定の取消しの申請があったので、次のとおり指定を取り消した。

その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和5年1月6日

兵庫県知事 井戸敏三

取消番号	取消年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R04中播位置 廃0002号	4.12.19	たつの市龍野町富永字流田135番5の一部、 135番16から135番18までの各一部、135番19	4.00	45.30

**公 告**

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年1月6日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県本庁舎ほか3庁舎で使用するガス 予定数量461,783立方メートル/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

県納入局物品管理課 電話（078）341-7711 内線4936



- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (5) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第3条の規定に基づきガス小売事業の登録を受けている者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所
- (1) 交付期間  
令和5年1月6日(金)から同月23日(月)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
  - (2) 交付場所  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
県総務部職員局管財課 担当 八尾(美)  
電話(078)341-7711 内線2548
- 4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書、入札書の提出期間
- (1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間等  
令和5年1月10日(火)から同月23日(月)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
  - (2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先  
前記3(2)に同じ。
  - (3) 開札の日時及び場所  
日時 令和5年2月15日(水)午前10時から  
場所 県総務部職員局管財課内(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)
  - (4) 入札書の受領期限  
郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和5年2月14日(火)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。
- 5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
契約希望金額(入札書記載金額の100分の110。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年2月13日(月)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 国(公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。  
イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき(入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。)
  - (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。  
イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

## (4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)及び(5)に示したガスの供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和5年1月23日(月)午後5時までに提出すること。

また、上記(2)ア及び(3)アに示した国及び地方公共団体等との契約締結及び履行の実績がある場合にはそれを証明する書類を併せて提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

## (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要作成

## (8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

## (2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of gas, 461,783m<sup>3</sup>/1 year

## (3) Fulfillment period:

From April 1, 2023 through March 31, 2024

## (4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

## (5) Deadline for tender:

17:00 February 14, 2022 by direct delivery

17:00 February 14, 2022 by mail

- (6) Person to contact concerning the notice:  
 Ms. Yao, Property Custody Division, Hyogo Prefectural Government  
 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
 TEL (078)341-7711 Ext. 2548



**林業種苗生産事業者講習会の開催**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和5年1月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開催の日時及び場所
  - (1) 日時 令和5年2月8日（水）午前10時から午後5時まで
  - (2) 場所 兵庫県朝来市和田山町東谷213—96 但馬県民局和田山庁舎 302会議室
- 2 講習内容及び講習時間
  - (1) 種苗に関する法令 2時間
  - (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
  - (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 3 講習対象者
 

県内に住所を有する者で、林業種苗生産事業者の登録を受けようとする者又はその従事者
- 4 受講手続
  - (1) 提出書類
 

林業種苗生産事業者講習会申込書  
 申込書は、兵庫県農林水産部林務課及び各県民局又は各県民センター農林（水産）振興事務所（ただし、阪神南県民センターにあつては、阪神北県民局阪神農林振興事務所）において配布する。
  - (2) 提出期間
 

令和5年1月6日（金）から同月26日（木）まで  
 なお、郵送の場合は、令和5年1月26日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。
  - (3) 提出先
 

住所を管轄する各県民局又は各県民センター農林（水産）振興事務所（ただし、阪神南県民センターにあつては、阪神北県民局阪神農林振興事務所）
  - (4) 講習手数料
 

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を林業種苗生産事業者講習会申込書に貼り付けること。  
 または電子納付サービスにより納付すること。



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年1月6日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量
 

令和5年度（上半期）用品単価契約【P P C用紙（B4、A3、A4）】
  - (2) 調達物品の特質等
 

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 契約期間
 

令和5年4月1日（土）から同年9月30日（土）まで
  - (4) 納入場所
 

本庁各課室及び県の各地方機関
  - (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

入札金額は、規格別予定数量に単価を乗じた額の全規格総価額で行う。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

### (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

県出納局物品管理課 担当 中井

電話 (078) 341-7711 内線4947 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和5年1月6日（金）から同月20日（金）まで（兵庫県の休日を含める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

令和5年2月20日（月）午後2時 兵庫県庁西館1階 大入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和5年2月17日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

### (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和5年1月6日（金）から同月20日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和5年1月20日（金）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和5年2月10日（金）午後5時から同月20日（月）午後2時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

## 4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和5年1月7日（土）から同年2月3日（金）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時

まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和5年1月7日（土）から同月20日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和5年1月20日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(4) 仕様に適合していることを確認できる製品カタログ等

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和5年2月10日（金）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に100分の110を乗じた額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年2月16日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。その場合は、契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和5年4月1日（土）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

## (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Motohiko Saito, Governor of Hyogo Prefecture

## (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

PPC Recycled Paper (B4, A3, A4)

## (3) Delivery period:

From April 1, 2023 through September 30, 2023

## (4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Government and Region Office

## (5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 January 20, 2023

## (6) Deadline for tender:

14:00 February 20, 2023 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 February 17, 2023 by mail

## (7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Nakai, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL(078)341-7711 extension 4947